

# 栃木県肝炎対策推進計画の概要

## 第1章 計画の作成にあたって

### 1 計画策定の趣旨

・市町、医療機関及び関係団体等と連携し、「肝炎対策基本法」及び国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本県における肝炎対策の一層の推進を図るため、「栃木県肝炎対策推進計画」を策定するもの。

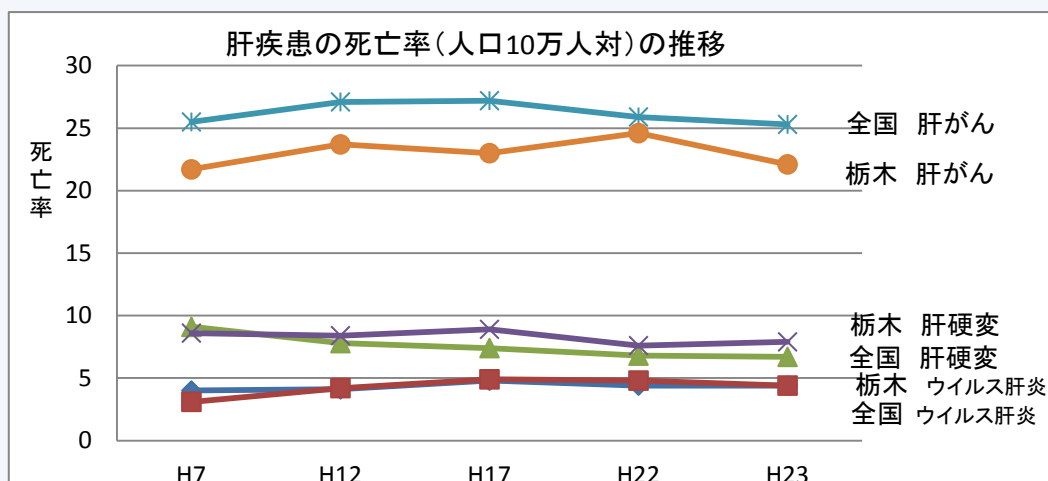
### 2 計画の位置づけと計画期間

- ・法及び指針を基本とし、他の肝炎対策の関連計画と協調、連携及び整合を図る。
- ・計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年計画とする。

## 第2章 栃木県の状況

### 1 肝炎と肝がん

- ・肝疾患（ウイルス肝炎、肝硬変、肝がん）の死亡者数は、毎年700名程度。
- ・肝疾患の死亡率（人口10万人対）の推移を見ると、ほぼ横ばいの状況。



### 2 肝炎ウイルス検査

・各種事業でウイルス検査を実施し、検査体制の充実を図ってきた。受検者数延べ440,272人

### 3 肝炎医療費助成制度

・国の肝炎治療特別促進事業に基づき、医療費助成を実施してきた。受給者数延べ2,471人

### 4 肝疾患診療体制

#### (1) 肝疾患診療連携拠点病院

・平成20年5月に自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院を「栃木県肝疾患診療連携拠点病院」に指定。

#### (2) 肝疾患専門医療機関

・安全・安心な肝炎治療の促進のため、県が定めた基準を満たす医療機関を「肝疾患専門医療機関」として選定。

#### (3) 肝炎患者支援手帳(とちまる健康サポート手帳)の作成

・肝炎患者の適切な治療を支援するため、肝炎患者支援手帳を作成・配布。

#### (4) 診療連携クリティカルパスの作成

・栃木県肝炎対策協議会の意見を踏まえて、診療連携クリティカルパスを作成。

## 第3章 目標の設定

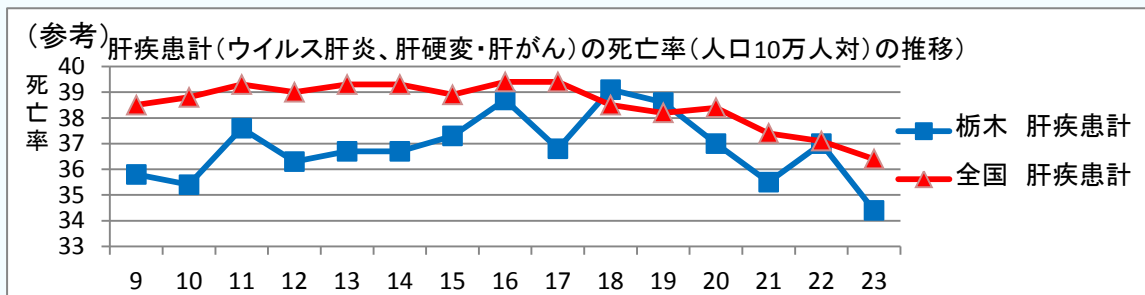
### 1 基本目標

《課題》

- ① 肝炎ウイルスの早期発見・早期治療に向けた更なる普及啓発が必要
- ② 県民への肝炎ウイルス検査受検機会の拡大に向けた取組が必要
- ③ かかりつけ医と専門医療機関が連携した診療体制の整備が必要
- ④ 地域における相談体制や肝疾患相談室の機能の充実が必要

《基本目標》

**肝疾患（ウイルス性肝炎、肝硬変、肝がん）による死亡率の減少**  
(毎年全国平均以下を目指します。)



## 第4章 取り組むべき施策

### 1 肝炎に関する正しい知識の普及啓発

- ・県民一人一人が、肝炎についての正しい知識を持つことにより、感染の予防や自らの肝炎ウイルス感染の有無を把握するとともに、キャリア及び患者が適切な治療を継続し、重篤化を防止する。
- ・肝炎患者に対する不当な差別をなくすよう、関係機関と連携しながら、多くの県民に更なる普及啓発を行う。

### 2 肝炎ウイルス検査の促進

- ・すべての県民が少なくとも一生に1回は肝炎ウイルス検査を受検して、感染の有無を確認することが重要であることから、肝炎ウイルス検査の受検体制に即し、県民に対してそれぞれ適切な形で積極的に受検勧奨を行う。

### 3 適切な肝炎治療の推進

- ・肝炎患者の健康保持のためには、個々の病態に応じた適切な治療を受けることが重要であることから県内全域で病態や治療状況に応じた診断や治療が受けられる「肝疾患診療連携ネットワーク」を構築するなど、肝炎治療促進のための環境整備を図る。

### 4 肝炎患者及びその家族に対する相談支援

- ・肝炎患者が抱える病態の進行への不安や治療の副作用など、治療開始や治療中における精神的負担を軽減するための支援が必要であることから、肝疾患相談室等における相談支援や情報提供の充実を図り、肝炎患者や家族が安心して暮らせる環境づくりを目指す。

## 第5章 計画の進行管理

- ・各施策の取組状況について、定期的に「栃木県肝炎対策協議会」に報告し、計画の進行管理を行うとともに、必要があると認めるときには、施策の見直しについて検討する。